平成２２年（フ）第２６８号
福島県郡山市湖南町横沢字下根岸2322番地
債務者　古川　雄一
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２７５号
福島県郡山市若葉町13番12号
債務者　影山　　実
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
福島県郡山市田村町栃山神字大久保47番地
債務者　安藤　善人
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
福島県郡山市鳴神３丁目222番地
債務者　岡部　和志
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第２９６号
福島県郡山市鳴神３丁目222番地
債務者　岡部　幸恵
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３０２号
福島県郡山市富久山町福原字舟橋２番地
債務者　佐藤　正徳
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
福島県須賀川市前川45番地２　中村コーポ303号
債務者　熊耳　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１２５号
名古屋市北区喜惣治１丁目127番地の１
債務者　太田左紀子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１８９号
愛知県東海市東海町２丁目16番10号
債務者　安藤　吉春
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０９号
神戸市兵庫区島上町２丁目２番17号
債務者　井手　育子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３６０号
神戸市垂水区学が丘３丁目３番７―308号
債務者　柳下千枝子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５３号
神戸市須磨区月見山町２丁目３番６号アヴェニールｄｅ須磨401
債務者　的場　広美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２６号
埼玉県新座市野火止６丁目20番15号　新座四季タウンＧ館205号室
債務者　三木　知昭
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８０４号
埼玉県新座市野火止６丁目20番15号　新座四季タウンＧ館205号室
債務者　三木　英和
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５０号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘１棟201号
債務者　大野　文男
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３５２号
名古屋市天白区植田南２丁目113番地　メゾン植田10Ａ号
債務者　大野　克紀
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１５号
愛知県春日井市前並町１丁目21番地７　レインボー前並803号
債務者　安久　和美
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部